

## 市立札幌病院に設置する地域案内マップおよびデジタルサイネージの広告掲載基準

(趣旨)

第1条 この基準は、市立札幌病院（以下、「本院」という。）に設置する地域案内マップおよびデジタルサイネージの広告掲載に関する一般事項を定めるものである。

(広告掲載に係る業種又は事業者の制限)

第2条 受注者は、次に掲げる業種又は事業者の広告を掲載してはならない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業及び性風俗関連特殊営業並びにこれらに類似する業種。
- (2) ギャンブルに係るもの。
- (3) たばこ。
- (4) アルコール飲料。
- (5) 消費者金融。
- (6) 社会問題を起こしている業種や事業者。
- (7) 法律の定めのない医療類似行為を行う施設。
- (8) 興信所・探偵事務所等。
- (9) 民事再生法（平成11年法律第225号）及び会社更生法（平成14年法律第154号）による再生又は更生の手続中の事業者。
- (10) 各種法令に違反しているもの。
- (11) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの。
- (12) 暴力団又は暴力団の構成員であると認めるに足りる相当の理由のあるもの。
- (13) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律83号）に規定するインターネット異性紹介事業に該当するもの。
- (14) その他、広告媒体とする広告に係る業種又は事業者として病院長が適当でないと認められるもの。

(掲載基準)

第3条 受注者は、次に掲げるもののうち、そのいずれかに該当するものを、広告媒体に掲載してはならない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの。
- (2) 公の秩序又は善良の風俗に反するもの又はそのおそれのあるもの。
- (3) 基本的人権を侵害するもの又はそのおそれのあるもの。例えば、次のようなものをいう。
  - ア 他者の誹謗、中傷及び排斥するもの、若しくは業務を妨害するもの又はそのおそれのあるもの。
  - イ 人種、性別、心身の障害等に関する差別的な表現その他不当な差別につながる表現等を含み、基本的人権を侵害するもの又はそのおそれのあるもの。
  - ウ 第三者の氏名、写真、談話及び商標、著作権その他の財産権を無断で使用したもの若

しくはプライバシー等を侵害するもの又はそのおそれのあるもの。

(4) 政治性があるもの。例えば、次のようなものをいう。

ア 公の選挙若しくは投票の事前運動に該当するもの又はそのおそれのあるもの（選挙広告を含む）。

イ 政治団体による政治活動を目的とするもの又はそのおそれのあるもの（政党広告を含む）。

(5) 宗教団体による布教推進等を目的とするもの又はそのおそれのあるもの。

(6) 社会問題についての主義主張。

(7) 消費者被害の未然防止及び拡大防止の観点から適切でないもの。例えば、次のようなものをいう。

ア 誇大な表現（誇大広告）及び根拠のない表示や誤認を招くような表現を含むもの。

イ 射幸心を著しくあおる表示又は表現を含むもの。

ウ 社会的に認められていない許認可、保証、賞又は資格等を使用して権威づけようとするもの。

エ 虚偽の内容を表示するもの。

オ 国家資格等に基づかない者が行う療法等。

カ 投資信託等の広告で、元本等が保証されているかのように誤認させる表現のもの。

キ 自己の供給する商品等について、これと競争関係にある特定の商品等を比較対象商品等として明示または暗示するもの。

ク 商品等の内容又は取引条件を比較するもので、二重価格表示があるもの及び第三者が推奨又は保証する記述があるもの。

ケ 他人名義の広告。

コ 責任の所在が明確でないもの。

サ 広告の内容が明確でないもの。

シ 国、地方公共団体、その他公共の機関が、広告主又はその商品やサービスなどを推奨、保証、指定等をしているかのような表現のもの（国、地方公共団体、その他公共の機関が別に認証等を行なっている商品やサービス等に係るものを除く）。

セ その他消費者を誤認させるおそれのある表示又は表現（編集記事とまぎらわしい体裁・表現で、広告であることが不明確なものを含む。）を含むもの。

(8) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないもの。例えば、次のようなものをいう。

ア 水着姿及び裸体姿等で、広告内容に無関係で必然性のないもの。ただし、出品作品の一例または広告内容に関連する等、表示する必然性がある場合は、その都度適否を検討するものとする。

イ 暴力や犯罪を肯定し助長するような表現。

ウ 残酷な描写など、善良な風俗に反するような表現。

エ 暴力又はわいせつ性を連想・想起させるもの。

オ ギャンブル等を肯定するもの。

カ 青少年の人体・精神・教育に有害なもの。

(9) その他本院の性質等に照らし広告を掲載することが適当でない認められるもの。  
例えば、次のようなものをいう。

ア 品位を損なう表現のもの。

イ 詐欺的なもの、又は、いわゆる不良商法とみなされるもの。

ウ 投機を著しくあおる表現のもの。

エ 債権取立て、示談引受けなどに関するもの。

オ 占い、運勢判断などに関するもの。

カ 通貨及び郵便切手の複写の使用。

キ 謝罪、釈明などのもの。

ク 尋ね人、養子縁組などのもの。

ケ 暴力団又は暴力団の構成員を賞揚若しくは鼓舞し、又は暴力団排除活動に異論を唱える内容を含むもの。

コ 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えるおそれのあるもの。

サ デザイン及び色彩が著しくけばけばしく、広告媒体との調和を損なうと認められるもの。

シ 墓地、墓石、葬儀又はこれらに関するもの。

ス その他、病院長が広告媒体として掲載することが適当でない認められるもの。

(個別の基準)

第4条 第2条から前条に定める基準のほか、広告媒体の性質に応じた個別の基準は、本院と受注者が協議して定めるものとする。

(掲載基準の適用)

第5条 第4条に定める掲載基準の適用については、広告ごとに具体的に判断し、当該広告の全部又は一部について修正、削除等を行うことにより、広告を掲載することができる認められる場合は、受注者が広告主に修正、削除等を求めることとする。

(広告の審査及び決定)

第6条 広告内容については、本基準に基づき、市立札幌病院経営管理室において審査を行い、病院長へ審査結果を通知するものとする。